

# 川西市における地域自治のしくみ

## 地域分権推進基本方針【ダイジェスト版】

### ー コミュニティのさらなる発展へー

#### 地域分権推進基本方針とは

市では、地域住民が主体となって地域課題の解決にあたり、地域の「ありたい姿」を実現するための地域分権制度の構築について検討を進めてきました。

本方針は、地方自治を支える住民自治と団体自治双方が、ともに強化され、機能が発揮されているという地方分権型の自治体のあるべき姿を具現化するため、地域における総合的な自治を強化するという仕組みについて、その基本的な枠組みをまとめたものです。

今後は、平成 27 年度からの本格実施に向けて、基本方針に基づき、地域における体制づくりや地域別計画の策定などを、地域と市との協働作業で進めていく予定です。

#### 地域をめぐる全国的な動向

地域社会、自治体行政が置かれている状況を示すと・・・

- ◆地方分権の進展
- ◆少子高齢化の進行
- ◆住民のライフスタイルの多様化・高度化
- ◆自治会加入率の低下
- ◆NPO等新たな地域の担い手の台頭
- ◆自治体の厳しい財政状況

このような現状の中で、自治体力をいかに維持・増強させていくのかということが自治体に課せられた、大きくかつ深刻な課題になっています。

今後のまちづくりを進める上においては、地域（住民）、行政双方が、これまでの延長線上に立った思考や体制を見つめ直し、それぞれが真に果たすべき役割や関係性などを、あるべき地方分権型自治体の姿の実現という視点から再構築することが必要です。

#### 地域分権制度のめざすところ

川西市における地域活動の現状を見ると・・・

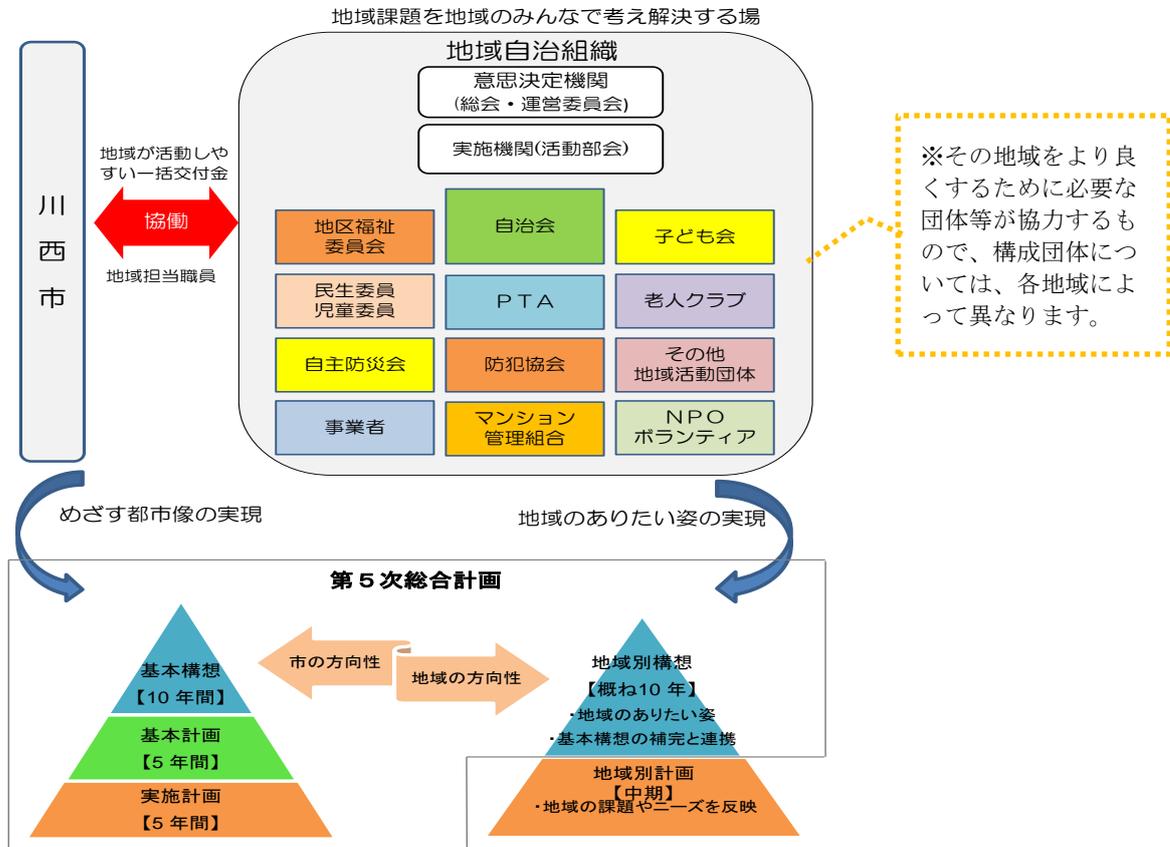
- ◆概ね 14 の小学校地域のうち、13 の地域でコミュニティ推進（連絡）協議会が設立
- ◆自治会をはじめ各種団体がネットワークを図りながら、活発な地域づくり活動を展開
- ◆市の各所管が縦割りで補助金などにより地域活動を支援

今後とも、これらの活動が本市の持続的な発展を支える原動力になることは明らかですが、地方分権型の自治体のあるべき姿を具現化しなければ、数々の課題に本市が対処していくことには困難が生じると考えられます。

そのため、これからの地域社会においては、地域における総合的な自治がいかに担保されているか、また、行政においては、それを支える体制が構築され、職員も、住民自治を支えるという意識や行動を徹底しているかということについて、改めて問いなおすことが必要です。

## 地域分権制度の全体像(イメージ)はこうなります

地域における総合的な自治の強化を図るしくみとして、現時点で考えられる、川西市における地域分権制度の全体像のイメージは次のとおりです。(※例示の団体等は、あくまで一例です。)



## 地域自治組織の確立が必要です

地域における総合的な自治を強化するためには、地域住民が自ら意志形成し、地域のために活動する機能を有する組織（地域分権推進基本方針において、「地域自治組織」と定義します。）の確立が必要です。

地域自治組織は、地域を代表する組織として地域の抱える課題を自ら解決するための組織であることから、公共的性格を有しています。

市は、地域自治組織を公共的団体として位置づけるために条例等を制定し、認定要件を満たす組織を、地域自治組織として認定します。

### コミュニティの位置付け

本市では、一部の地域を除きコミュニティ推進（連絡）協議会が地域課題の解決のための活動を行ってきており、地域自治組織と同義のものであることから、原則として同協議会が認定組織となることが基本となります。

### 自治会と地域自治組織との関係

自治会は、住民にとって最も身近で基礎的な団体です。一方、地域自治組織は、自治会をその主要な構成団体とする地域を包括する団体であり、地域内の様々な団体等と連携しながら、単一の自治会では担えないような広域的な事業を実施することが求められます。

このような関係を基本に、役割分担を明確にし、互いに補完し合いながら、地域のまちづくりを進める必要があります。

地域自治組織の認定要件は、概ね次のとおりです。

<b>組織の設立</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立にあたっては、地域の主要な団体が参画していること。</li> <li>・一つの地域に一つの団体であること。</li> </ul>
<b>組織の形態</b>	<b>地域の範囲</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として小学校区を単位とする。</li> <li>・隣接する小学校区の地域活動に参加している区域や中学校区を単位とした活動実績がある地域については、これに応じた範囲も認める。</li> </ul>
	<b>構成員</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内に住所を有する全ての者（住民）が基本となる。</li> <li>・地域自治組織が認める場合は、地域内で活動する市民公益活動団体、地域内の事業者、地域内で働く者、地域内に通学する者を構成員に含む。</li> </ul>
	<b>合意形成と意思決定の仕組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員の総意を諮る最高の議決機関として、総会を開催する。</li> <li>・総会の議決に基づく日常的な意思決定を行うため、意思決定機関（運営委員会等）を設置し、民主性を担保するため、地域別、課題別、性別、世代別などの要素を加味した構成員とする。</li> </ul>
	<b>組織運営</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合意形成や意思決定を行う仕組みとしての意思決定機関を設置する。</li> <li>・総会での決定事項に基づき課題解決などの取組みを実施する仕組みとしての実施機関を設置する。</li> </ul>
	<b>規約</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民主的かつ透明性のある運営ルールを明文化するため、規約を定める。</li> </ul>

## 地域自治組織はどんな事業を実施するのか

地域自治組織が実施する事業は、次の3つに整理できます。

<b>①継続事業</b>	現在、コミュニティなどが小学校区単位で行っている地域課題の解決に向けた自主事業
<b>②新規事業</b>	地域課題を解決するため、新たに実施する自主事業
<b>③行政サービス</b>	市がサービスを提供すべき業務のうち、地域が実施することで地域課題の解決や地域自治組織の強化に寄与する業務

※①継続事業については設立当初から、②新規事業については地域の課題に応じて実施します。

※③行政サービスについては、組織体制の充実を図りながら、地域自治組織と市の双方が合意できれば実施します。

※①～③の事業は、第5次総合計画に位置付けられた地域別構想の実現に向けて、地域の課題やニーズを反映させた中期の計画として策定する地域別計画に位置付ける必要があります。

## 事業の実施に必要な財源は一括交付金などになります

### 一括交付金

①継続事業・②新規事業の実施に必要な財源を、市は、一括交付金として地域自治組織へ移譲します。また、地域自治組織は、財源移譲される一括交付金を執行する権限を有します。

### 委託料

③行政サービスとして実施する業務に対して、市は委託料を負担します。

### 自主財源

上記のほか、自治会助成金、補助金、交付金、寄附金などの自主財源が地域自治組織の活動財源となります。

## 地域が活動しやすい一括交付金とは

### <基本的な考え方>

一括交付金は、地域自治組織がその地域の総合的な課題解決に向けて、自主性を発揮することができるよう、柔軟で使いやすいものとし、ます。そのため、余剰金の繰越しや基金等への積立て等、一定の自由度を認めます。

ただし、公金としての適正な管理を行うため、これまでの補助金と同様、市への実績報告や市による監査などの仕組みを整備します。

一括交付金の執行に当たっては、自らが予算配分を決定し、事業計画に基づく予算執行を行う限りにおいて、地域自治組織は説明責任、執行責任を負います。

### <一括交付金の財源>

現在、コミュニティ推進（連絡）協議会等の地域団体に対して交付されている補助金のうち統合可能な補助金を基礎として、活動を充実させるための一定額を上積みし、一括交付金の財源とします。

なお、地域によって、地域分権制度の適用時期に違いが生じることが予想されますが、地域分権制度を適用するまでの間、その地域については、従来どおり個別の補助金を交付します。

### <各地域への配分>

次の2つを算定の基礎として、地域ごとの一括交付金の額を算定します。

- ① 均一的な活動を担保する「均等割」30%
- ② 地域自治組織の構成員の規模の相違による実行予算を確保する「人口割」70%

## 地域の自治を支える市のしくみ

### <市の責務>

市は地域自治組織の設立及び活動に対し、人的支援、財政的支援、情報提供、市の組織体制の整備などの支援を行います。

### <地域担当職員>

市では、地域分権制度を支える市の仕組みとして、平成25年4月から地域担当職員制度を創設しました。地域担当職員制度の概要は、次のとおりです。

設置目的	地域と行政のパイプ役として、地域自治組織の形成に向けた支援や地域別計画策定の支援などを行うことにより、地域自治の強化と地域住民と市の協働を進める。
基本的役割	①地域自治組織の設立支援 ②地域別構想に基づく地域別計画の策定支援 ③地域別計画に沿った地域課題解決のサポート

## 当面のスケジュール

地域自治組織の認定要件等を規定する条例等については、平成26年度に制定する予定です。また、条例等により認定を受けた地域自治組織に対する一括交付金の交付は、平成27年度以降になる見込みです。

このような地域分権制度の実施を前提として、地域は①地域自治組織の設立、②地域別計画の策定、③事業の実施を進めていくものとし、市は、地域住民の取組みを支援します。

しかしながら、地域によって事情は異なるため、地域の実情や課題に応じた支援を行いながら、段階的な制度の導入をめざします。また、制度適用後の運用にあたっては、地域住民の主体性を最大限に発揮していただけるよう、状況に応じた柔軟な支援を行ってまいります。